

## 高等学校と宮崎大学工学部との教育ネットワーク要項

### (目 的)

第1条 宮崎県内の高等学校と宮崎大学工学部は、理科、数学を中心とした高大の教育内容や継続教育などについて、情報や意見を交換し、相互に理解を深めながら、高大連携の一層の推進を図ることを目的として、高等学校と宮崎大学工学部との教育ネットワーク（以下「教育ネットワーク」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 教育ネットワークは、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 理科・数学を中心に、高大相互の教育内容の情報交換と、継続教育の推進
- (2) 工学部の教育・研究内容の情報提供と進路指導への協力
- (3) 理科・数学教育のレベルアップのために高大相互に協力して支援
- (4) 科学技術に対する知的好奇心の涵養と学習意欲の向上への協力
- (5) その他、必要と認められる事項

### (組 織)

第3条 教育ネットワークは、次に掲げる教員によって組織する。

- (1) 高等学校の学校長、理科、数学、工業教科関係教員又は進路指導関係教員
- (2) 宮崎大学工学部の学部長、副学部長、学科長、理科、数学及び工業教科関係教員並びに教務関係教員

### (会 議)

第4条 教育ネットワークに、次の会議をおく。

- (1) 全体会議
- (2) 幹事会
- (3) 必要に応じて部会をおく。

### (全体会議)

第5条 全体会議は、県内各高等学校からの代表と大学関係者で構成し、その議事は、高等学校側代表と宮崎大学工学部側代表の共同議長で進行する。

### (幹事会)

第6条 幹事会は、幹事高等学校各校の代表教員と宮崎大学工学部の理科、数学、工業教科関係並びに教務関係の代表教員等で構成し、全体会議の議題整理を行う。

### (事務局)

第7条 教育ネットワークの事務は、宮崎大学工学部事務部において処理する。

### (その他)

第8条 この事項に定めるもののほか、教育ネットワークの運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成19年11月21日から施行する。